

平成二十九年五月十二日受領  
答弁第二六八号

内閣衆質一九三第二六八号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、海外に渡航する者の増加が見込まれる時期の前に、麻しんを含めた海外に渡航する者が海外で注意すべき感染症及びそれらの予防対策に関する情報の周知を、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全日本航空事業連合会等を通じて、旅行会社、航空会社等に依頼しているところであり、例えば、本年四月十一日付けで、観光庁参事官（産業政策担当）より一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全日本航空事業連合会等に対して周知を依頼した情報には、麻しんについて、「感染予防には、予防接種が有効」、「ワクチン接種を受けていない場合には、麻しん風しん混合ワクチンの接種が勧められる」等の予防対策に関する情報が含まれているところである。

二について

麻しんに関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）においては、医療関係者、児童福祉施設等の職員及び学校等の児童生徒等や職員であつて、麻しんに未罹患<sup>り</sup>であり、かつ、麻しんの予防接種を二回接種していないものに対する予防接種を推奨しているところである。